

## 巖島附近の海上史（上）

長沼，賢海

<https://doi.org/10.15017/2340928>

---

出版情報：史淵. 22, pp.103-133, 1939-12-10. 九州帝国大学法文学部  
バージョン：  
権利関係：

# 嚴島附近の海上史 (上)

長 沼 賢 海

瀬戸内海は多島海である。内海の内でも、安藝及び備後と伊豫との三國交會の海上に島が最も多く、自ら三國の海上に於ける境界は複雑である。それは此の海上の人文的地理が複雑であつたことを説明するものである。我が國に於ても南船北馬といふ。その西南日本の海路の發達は一に内海が存したに因るのである。此の内海中區の多島海は内海を東西に分ける要衝であり、そこに多くの島々が散在してゐるのであるから、船路も此の海面では頗る複雑であり、この海上に於ける政治經濟史の相容も亦變化に富み、その海上に割據する豪族である所謂海賊の興亡も多彩である。併しこの舞臺は大體に於て四つに區分して觀られるやうである。即ち伊豫の上島(能島、弓削島、來島等)及び下島の二地方の海域。安藝の東部と備後の海上とを一つにした海域。安藝の西部、即ち大體に於て今の廣島灣の内外の地方の海域。この四區域に別けられる。今問題にしようとする最後の海上區に於ける豪族の興亡の沿革が最も史料に乏しくして真相を諒解することが困難である。

廣島灣内外の海上に散在する島々と、廣島灣の沿岸一帯を含む複雑なる地域に於て起つた人文上の變

遷と關聯して、中世に於ける豪族割據の形勢は、容易に明瞭にし難い。今強ひて概説すれば、こゝに嚴島神社を中心とする力があり、これに對し小早川一黨の勢力が西より侵入し、河野一黨の威力が南から北上し、大内氏の權勢が東より西進し、其の上毛利氏が最後にこゝに南下して來た。この五者の鬭争が海上に於て演出される。弘治元年の嚴島戦争は單なる大内毛利の衝突を意味するのではない。今中世に於ける嚴島神主家を中心として廣島灣内外の海上區に於て浮沈する海上豪族の形勢を考へたい。それにはまづ其の中心となる嚴島神社の起原沿革、嚴島神社と切つても切られない安藝の舊族佐伯氏の事等から始めたい。

### (一) 嚴島神社

筑前宗像郡宗像神社は天照大神と素戔嗚尊とが、うけひを遊ばした際、出現した三女神を祀つてある。宗像神社の古縁記には此の神々の本誓は、海北道に鎮座して海の北の中の道を守るとある(太宰管内志)素戔嗚尊を先祖とする出雲中心の部族と、天照大神を直接の御先祖と仰ぐ九州中心の部族との結合される歴史を傳へたものが兩神のうけひの故事であり、三神鎮座の本誓は兩部族の海上聯絡を保證するにあり、出雲と宗像とは上古から大化改新後に於ても、行政上特別の關係があつた。宗像氏が三神に齋き申したのは、氏神としてこれを祀つたものか。或は海上保護の信仰神としてこれを祀つたものか不明である。或は産土神として齋き申したものかも知れない。

延喜式神名帳を見るに、諸國に宗像神がある。中には地神系統の氏族がこれ等を氏神として祀つたものもあり、信仰神として祀つたものもあらう。安藝の嚴島神社は市杵島姫社の意であつて、宗像三神の一柱を祀つたのである。而して宗像三神の内の一柱のみ祀るのが果して上古以來の形であらうか。貞觀元年正六位上伊都岐島宗像小專神を従五位とすることがある（三代實錄）又佐伯郡に已斐といふ地名があり、土豪已斐氏こゝから起つた。中世に於ては嚴島神社の社領である（嚴島神社文書）筑紫宗像郡にも已斐といふ所あり、そこに已斐神社があり、郷土の神を祀つたものと云はれる（太宰管内志）大願寺文書吉田兼右の作同社遷宮願文、道芝記等皆嚴島神社は宗像三女神を祀るとある。考ふるに嚴島神も外々の宗像神と同じくもと三神を祀つたものであるが、其の中で嚴島に鎮座せる市杵島神のみが榮えたものではあるまいか。

神主佐伯景弘の仁安の社殿再建の解狀に據れば、嚴島神社は本宮外宮の兩宮に分れ、本宮は嚴島に、外宮は佐伯郡廿日市の南、地御前村にある。本宮には大宮寶殿二字あり、一字は客人の寶殿である。外宮には寶殿三字がある。二字は外宮の寶殿にして、他は「地御前」の寶殿であらう。地名辭書等大方外宮即ち地御前と考へ居るやうであるが、それは誤であることは、大願寺文書等に據て明かにされる。例へば大願寺文書二月廿二日附け宗長の書狀に「藝州佐西郡外宮、同地御前」とある。又近時外宮を嚴島神社の別宮といふも當らない。地御前は恐らく安藝の地の神即ち産土神であらう。

兼右作の願文には、始め推古天皇の御代、佐伯鞍職は嚴島の西恩賀島の海上に船を浮べし時神女忽ち

託宣すことあり、恩賀島と嚴島とを別々にする傳のありしことが明白である。然れば恩賀島、嚴島、地方チカと三所に、三神が鎮座せる形式も、筑前宗像社と同じかつたものかも知れない。猶ほ本宮寶殿は仁安の解狀には、九間二面とあり、(外宮三寶殿は六間一面、三間一面、三間一面、客人寶殿は五間二面)祭神一柱の社殿としては如何にも不自然の形であつて、一殿に三女神三柱を祀りし形式を當時猶ほ傳へてゐたものではなからうか。それは三神鎮座の三地の中で、嚴島が政治上、經濟上最も重要な地位となつたので、三神を三地に別々に祀ると同時に、三神を嚴島に併祀する時代もあつたであらう。

筑前宗像社は海神であることは、此の神の海北道を守るといふその神誓に依て知られる。然らば安藝嚴島三神は廣島灣内外の島々及び地方海岸に割據してゐた海人族の信仰神として祀られたものか、或は安藝佐伯郡の舊族佐伯氏の氏神として祀られたものか明かでない。既に筑前に於ても宗像氏が三神を祖神として祀つたものか、或は信仰神として祀つたものかゞ明かでないと同斷である。其の由來は不明であるが佐伯氏が嚴島社に古い關係あることはこの神の御鎮座緣起に佐伯鞍職があり、其の神主は代々佐伯氏であることも餘程古い時代からのことであり、それが鞍職の子孫と稱せられる。進んで安藝佐伯氏に就いて考へたい。

## (二) 安藝佐伯氏の起り

安藝の佐伯部の事は景行天皇紀にも見えてゐる。則ち景行天皇の御代、日本武尊が捕へて歸られた蝦

夷を伊勢大神宮に献ぜられたが、彼れ等が晝夜喧嘩をなし、終には亂暴をする者が出たので、之れを諸國に分つた。播磨、讃岐、伊勢(地名辭書に伊豫の誤なりと斷ず)安藝、阿波等、佐伯部は其の子孫であると思はれてゐる。之れ等五つの國々には、それ〴〵佐伯の地名遣り、又その地方の佐伯氏の名が常に國史に見はれてゐる。古く俘囚を管理した氏族は佐伯氏を稱した。従つて佐伯氏には種々の系統があり、必ずしも一元ではないやうである。姓氏錄に佐伯宿禰は大伴宿禰と同祖とあり、仁安のかの解狀には「一間一面小社一字、號「大伴」」とある。依て安藝の佐伯氏は姓氏錄左京神別大伴宿禰の一黨の如くにも思はれる。仁徳天皇紀に天皇が攝津高殿に居まし、毎夜兎餓野に泣く鹿を聞召されたが、猪名の縣の佐伯部がこれを捕へて献ぜることを知り給ひ、この佐伯部を安藝の淳田に移された。それが今の淳田佐伯部の祖である。日本紀に見えてゐる。安藝の淳田は沼田郡の沼田、淳田莊の淳田であつて、安藝の東部及び備後に近き海岸邊に當る。而して此の地方には佐伯部に關する地名も歴史もない。或は日本紀は淳田を誤つて佐伯郡としたものか。或は淳田の門は嚴島と地方との間の水戸なりといふ説もあつて明かでない。中世佐伯郡の北部に沼田郡あり、沼田の郡名或は此の地方の古地名より起つたのであらうか。さう考へれば嚴島と對岸との間の水道をさした様にも考へられる。それはとにかく仁徳天皇紀に當時播磨に佐伯直阿能古なるものあり、猪名縣の佐伯部を管せる者であらう。然らば安藝の佐伯部に就いては仁徳天皇の時播磨から移されたといふ古傳説もあり、従つて安藝の佐伯氏に就いては播磨の佐伯直阿能古の同族であるが如くにも思はれる。安藝の佐伯氏は平安時代になり、國造又は權國造に補任せら

れる者もあるので、佐伯氏は安藝國造の子孫であるものゝ如くにも思はれる。安藝國造の祖は飽速王命であつて、天湯津彦五世の孫であり、湯津彦は饒速日命に従つて降臨した供奉防衛の三十二神の一つである。(舊事紀)然らば安藝佐伯氏は物部系統の氏族にして、佐伯部を管して佐伯氏と稱し、嚴島社を管するに至りしものゝ如くにも考へられる。併しかく考へるよりも、之れとは反對に、安藝の佐伯氏は大伴氏同族の佐伯氏にして、古くから嚴島社を管し、後段に述べる如く後世速谷神社(祭神飽速王命)を管するに至つて國造の補任を得たるものと爲すを穩當とする。何れにしても嚴島神は佐伯氏土着以前の鎮座なるべく、佐伯氏に取つては産土の神であらう。然らずば大伴社を別に設ける必要もなく、又佐伯部即ち蝦夷の神と愚考する戎神を又古くから末社として嚴島神社に祀る謂はれもない様に思ふ。

平清盛が安藝守となつて同社を崇敬し、其の後清盛の昇進とともに其の崇敬社である同社の昇進は目覺しきものあり、國家的の大社となり、治承三年二十二社に列せらるべき廷議ありしこと百練抄に見えてゐる。此の時佐伯景弘が平氏に呼應して神社の興隆に盡し、佐伯氏と同神社との關係は益々強固となつたが、それ以前同社は佐伯氏の氏神の如き觀を呈してゐた。仁安の佐伯景弘の解狀に「景弘倩案<sub>二</sub>事情<sub>一</sub>、御垂跡之時、御託宣狀云、末代及<sub>三</sub>破壊<sub>一</sub>、令<sub>三</sub>造改<sub>二</sub>之日<sub>一</sub>、先經<sub>三</sub>上奏<sub>一</sub>、輒<sub>三</sub>奠<sub>二</sub>進止<sub>一</sub>、兼又以<sub>二</sub>異姓他人<sub>一</sub>、不可<sub>レ</sub>爲<sub>三</sub>神主<sub>一</sub>、不可<sub>レ</sub>徒<sub>三</sub>神事<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>佐伯鞍職子々孫々<sub>一</sub>、爲<sub>三</sub>神主職<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>遂<sub>三</sub>造營<sub>二</sub>者<sub>一</sub>、彼鞍職者景弘之曩社也、景弘者件鞍職之末孫也、且依<sub>レ</sub>爲<sub>三</sub>重代之神主<sub>一</sub>、且以<sub>レ</sub>爲<sub>三</sub>普第之氏人<sub>一</sub>、件神殿並舍屋等偏勸<sub>レ</sub>私力<sub>一</sub>、悉遂造畢、是則社家之力不<sub>レ</sub>幾、土木之功難<sub>レ</sub>成之故也」とある。

かくの如く、佐伯氏と嚴島神社との關係は、何れから考へても密接なるものあり、後世長く其の一族は同社を管して今に至つて變りがないのである。武家時代には源氏の神主家が起つて室町時代の終りの頃まで勢力を維持した。その間と雖も佐伯氏はその輩下にあり、依然豪族として實勢力を把握してゐたのである。斯の如く連綿として上代より近世に至つた佐伯氏は、源氏の神主家とともに、嚴島神社を中心として興亡する附近の海上豪族とは密接なる關係があるのである。以下まづ佐伯氏の歴史を考へ、次に源氏の神主家嚴島氏に及んで後、これを中心とする所謂海賊の形勢に進みたい。

### (三) 中世の佐伯氏

佐伯氏の安藝國造に補任せられし沿革は明かでないことは前項で述べた通りである。それにしても佐伯部以來の舊族であり、平安時代になつても依然嚴島社を中心に其の勢力は社の内外に持ちつゞけられた。國造と號した嚴島社の社司佐伯氏の名は野坂文書、嚴島神社文書に所見が多い。

治承三年四月九日、嚴島神社の官幣の請書の署名に「小行事權國造散位佐伯某、行事權國造散位佐伯朝臣某、物中權國造散位佐伯朝臣、案主權國造散位佐伯朝臣某、大行事權國造小監物佐伯朝臣某、神主正國造兼修理惣大檢使散位佐伯朝臣某」とあり(野坂文書)又建長七年十一月十八日の同社の神寶物の請書の署名にも「小行事散位佐伯、權國造散位佐伯景貞、修理行事權國造散位光房、大行事權國造散位佐伯盛景、祝師權國造散位佐伯忠久、案主權國造散位佐伯重頼、神主從五位上前安藝守佐伯朝親光」

とある。(野坂文書)

建長三年十月日、佐伯道清の言上狀に據れば、嚴島神社の樂頭も亦佐伯氏相傳の職である。延應二年五月十一日、御棚守權國造散位佐伯某の御劔の奉納狀に據れば、同社の棚守職も佐伯氏の相傳の職であつた。(野坂文書)而して後世此の職を襲へる佐伯氏は棚守氏を稱へ、時に又野坂氏を稱した。今同社の社司を職とする野坂氏は其の子孫である。

國衙時代に至るや佐伯氏は國衙の官人として又榮えたるが如くである。嚴島神社文書にある「代々嫡男讓與日記事」は長元二年三月五日、守仲が男守光に讓つて以來、文治五年十月八日、景弘が男景信にこれを讓るまでの神主職相承系譜である。その代々は多く椽、介、權介となつてゐる。景弘は百練抄には前安藝守景弘とあり、吾妻鏡には安藝介景弘とある。安元元年十一月日、安藝國の留守所の下文に據れば、在廳官人の署名に「大判官代佐伯朝臣某、同某、同某、惣大判官代源朝臣某、介源朝臣某、目代散位藤原朝臣某」とあり、治承四年十一月十一日の同下文の署名と略ぼ同様である。(野坂文書)かくの如く佐伯氏の安藝の在廳官人の多かつたのは、景弘が仁安の同社造營の時の解狀に據て其事情を察することが出来る。其の文には「自今以後限未來際、當社破壊顛倒之時、隨<sub>ニ</sub>社家申請、令<sub>ニ</sub>當國宰吏募<sub>ニ</sub>重遷任功、遂<sub>ニ</sub>其修造、然則國家泰平」とある。「當國の宰吏をして重遷任の功を募る」といふのは、言葉の上からも普通の國司(守)重任の功を募るといふのは、何だか事情が違つてゐるやうに思はれる。古くから佐伯氏が安藝の在廳官人として國衙の下役を世襲して來てゐる既成の事實の再認確保を奏請し

てゐるやうに思はれる。

佐伯氏には古より田所氏又は三宅氏を稱した者があり、平安時代の頃から藤原氏を稱へる者もあつた。安閑天皇の御代安藝國に盧城部屯倉あり、(日本書紀)所在の郡名は不明なるも倭名抄佐伯郡伊福部郷あり、伊福部と盧城部とは同所にして今の佐伯郡三宅の地これに當るか。大日本史國郡志の説もこれに同じ。三宅村に田所屋敷と稱する所がある。さて嚴島神社文書、野坂文書、三宅文書等三宅氏の家名の見えたるもの甚だ多からず、唯だ嚴島神社文書に左の如きものが見えてゐる。

(花押)

爲<sub>三</sub>社訴<sub>三</sub>三方社人等令<sub>三</sub>上洛<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致<sub>三</sub>訴訟<sub>一</sub>事、諸國神社訴訟社人等令<sub>三</sub>參洛<sub>一</sub>、訴申候間、悉得<sub>レ</sub>理之由有<sub>三</sub>其聞<sub>一</sub>、然者急可<sub>レ</sub>被<sub>三</sub>進發<sub>一</sub>候(下略)

曆應三年九月廿九日

親 兼

三 宅 三 位 御 房

嚴島神社の神主系譜に親兼の名は見えないが親兼は當時の神主であらう。そして彼れは三宅三位御房をして三方社人を率ゐて上洛せしめ神社の爲め訴訟せしめんとすること右文書に據て察し得る。三方社人の組織不明なるも、以後其の名屢々上記文書中に見えてゐる。蓋し嚴島神社社人の總稱であらう。三宅三位は恐らく其の統領家なるべく、源親實以來の源氏神主の下に在つて佐伯氏は隱然たる勢力を有せしことを察すべきである。猶ほ佐伯氏が三宅氏を稱した所以を考へたい。或は同氏が其の昔、盧城部の屯

倉に關係する所あつて三宅氏を稱せしものか、或は嚴島神社の神領の一部なる三宅村に關係する所あつて三宅氏を稱したるものであらう。佐伯氏に又田所氏を稱する者があつた。其の起因如何。盧城部屯倉の「屯倉」を田莊と同じく「タドコロ」と訓み、佐伯氏がこれに關係する所あつて田所氏を稱したるものか、或は後段に述べる如く、安藝國所在の莊國の田所職を領して田所氏を稱するに至りしものか。恐らく二者の内を出でないであらう。

上述の如く佐伯氏は田所氏又は三宅氏を稱して國衙時代に至つても猶ほ在廳官人として古來の勢力を維持するごともに、府中田所氏の如く在廳して依然嚴島社の詞官を相傳するものもあつた。嚴島神社社司を相傳せる府中田所氏は後世上卿と稱して棚守職に次し、同神社の御供の事を管してゐた(藝藩通志) 神主佐伯氏は景弘以後漸く衰へた。これ景弘と平清盛との親密なる關係が鎌倉幕府の忌避する所となつたが故である。幕府は宇佐八幡に對して宇都宮氏を配せし如く、源親實を嚴島社の神主職とし、佐伯姓社人を抑えたものゝ如くである。蓋し表面は景弘の子孫景廣に至り、子なくして神主職を源親實に譲ると傳へてゐる。(嚴島神社文書) 併し前に一言せるが如く、嚴島神社に於ける源氏の神主職時代に於ても、佐伯氏の隱然たる勢力は中斷せらるべくもなかりしが如くである。

(四) 武人豪族としての佐伯氏

武家時代となり、佐伯氏は源氏の神主の被官とならざるを得なかつたが、猶ほ相當の潛勢力を維持し

てゐた證として東寺領であつた安藝國衙職及び後三條院新勅旨田に於ける佐伯氏の動靜を擧げることが出来る。安藝國衙職、又は安藝國吏務職の名は吉野時代には東寺文書に種々の名を以て稱へらる。則ち安藝國國務職、安藝國國衙、安藝國吏務職、安藝國國務職、安藝國國衙等一定せざるも、時に安藝國衙領とあるは、實質に即したる名にして、同國國務職の名は既に空名となり、これに附隨する田地若干の所領名たるに過ぎない。こゝに文曆二年六月十日附け、周防前司宛て幕府の奉書あり。内容は「安藝國務事」は伊都岐島造營料所として社家に附するといふのである。かつては嚴島神社の造營領所であつた安藝の國務が今東寺に寄せられた。それは正安三年三月二日院宣を下して安藝國を東寺の造營料所として賜はる（東寺百合文書）に起るのであらう。その後漸く安藝國務といふ名目のもとに若干の田園となつたものであらう。而して當時に於ても佐伯氏は國衙に在任してゐたことは次の東寺百合文書の一に依て知られるのである。

東寺雜掌申安藝國衙職内杣村溫科村等事、請文披見畢、杣村者武田遠江守申子細云々、止彼妨、可沙汰付雜掌、若猶不承引者企參洛、可明申之由可相觸之、次溫科村者無國衙職之旨地頭大藏少輔金子大炊助申之云々、國領分明之由田所起請之在俊捧持請文詞載之之上者、嚴密可沙汰付雜掌、將又（下略）

嘉慶元年十月十一日

左衛門 佐（花押）

小早河美作前司殿

而して田所氏は溫科村が國衙職の一部たることの否定を否認すべき證人となつてゐるのは田所氏も國衙

職の事に關係してゐたからであらう。そして國衙職の一部である河戸村の公廨田其の他雜免の所當米をその得分として所有してゐたらしい。所がそれが承元二年には抑留であり、横領であると裁かれた事もあつたが、吉野時代になり、正平七年常陸親王の令旨に依て河戸村の所領を安堵せしめられた。これ等の事は皆次の藤田精一所藏文書（舊三宅文書）及び野坂文書に據て察し得られる。

□東寺安藝國田所資賢抑留公廨田并雜免所當米間事、重訴狀副具□如<sub>レ</sub>此、此先度加下知之處、被承引旨太無謂、早任<sub>ニ</sub>先下知狀<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>沙汰<sub>ニ</sub>也、仍執達如件。

乾元二年七月廿六日

左馬助（花押）

中務太輔（花押）

河戸村一分地頭殿

安藝國河戸村國衙分一分任<sub>ニ</sub>先例<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>全知行<sub>ニ</sub>者

常陸親王令旨如此、悉<sub>レ</sub>之、以狀

正平七年二月一日

太兵衛佐書判

田所新左衛門殿

又佐伯氏は藤原氏と稱し、東寺供僧領なりし安藝國新勅旨田の公文職を領有せしこと、又東寺百合文書にその證がある。

下 東寺供僧領安藝國新勅旨田定補 公文職事

藤。原。光。清。

右件職者依レ爲ニ重代之職、所レ被ニ補任之實也（中略）

永仁六年二月廿九日

公文大法師聖賢判

法印權大僧都在判

安藝國在廳佐伯清基重言上

欲早被レ垂ニ御哀憐ニ任ニ申請旨、蒙ニ御成敗ニ安藝國新勅旨田公文職事

（本文略ス）

德治三年八月

新勅旨田永仁四年内檢注帳公文  
進之

預所在衛尉守友  
公文 佐伯清基

（以上は新勅旨田永仁四年の損田帳の裏端書）

猶ほ同文書に歷應五年二月日の安藝國廳藤原泰清言上狀あり。その内容は次の如し。即ち此の公文職は泰清の祖父實清の後家（泰清の父なる光清の繼母）の策動に依て光清の弟清基これを相傳し、清基之れを光清に譲りしが、光清間もなく死し、その子泰清猶ほ幼少なりしを以て清基再びこれを相傳す。既に

して清基の死後その子忠清宮方となつて守護武田氏により所職を奪はれしかば、泰清當然これを相傳すべしと云ふにあり。故に光清と清基とは兄弟なるも一は藤原氏を稱し、一は佐伯氏を唱ふ。

以上の事實に依て在廳佐伯氏の中には時に田所氏、時に藤原氏を稱して東寺の莊園に關係して預又は公文と稱し、若干の得分をそれ等の莊園の内に所有してゐたことが知られる。又野坂文書に左の如き一通あり、年號を缺いてゐるけれども、鎌倉時代の文書であらう。安藝の目代（留守所か）が國宣を奉じて嚴島の神領佐伯郡の公文職の各田畠の領有を安堵せしめられたものである。かくして田所氏は一箇の豪族として自ら兵力を養つてゐたであらう。

安藝國佐西郡公文職各田畠等事、國宣如此、任<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰之旨、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>知行<sub>二</sub>給<sub>上</sub>、御年貢御公事以下、任<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>其沙汰<sub>一</sub>候也、仍執達如件

七月十七日

目代 法橋 祐實 書判

田所殿 (野坂文書)

前記泰清の言上狀に一族忠清が宮方に味方せりとあるは注意すべきことに屬する。野坂文書に、次の如き石井末忠の軍忠狀あり。石井は府中の地名にして石井城址今に存してゐる。蓋し石井氏は佐伯氏の一族にして、武事に關するを以て郷名石井を稱し、源氏を稱したものであらう。前記藤原（又は佐伯）忠清と同族にして共に勤王の兵を起したものであらう。

(端裏書)

「末忠申 頭中將家御一見外題」

書判

安藝國在廳石井七源末忠申合戰事、馳參伯州船上、依下預四月十四日、忝論旨、付頭中將家御手、致度々合戰(畢カ)□、此上者爲蒙恩賞、可下預御一見狀候哉、恐惶謹言

元弘三年五月十日

源末忠

進上御奉行所

(五) 佐伯氏の諸社兼併

佐伯氏は源氏神主時代に於ても嚴島神社の社司として隱然たる勢力あり、又依然在廳官人として國衛關係又はその附近の莊園に喰入つてゐたのみならず、當國諸大社の支配權を有するたやうである。速谷神社は安藝國造の祖飽速玉命を祀つたものであるといふについては異論なからう。吉田東伍博士の説(地名辭書)には安藝佐伯氏がその祖飽速玉命を祀つたもの即ち速谷神社なるべしとある。(第二章參看)それはとにかく、佐伯氏が早くから速谷神社の神主たりしことは否定し難く、嚴島神社の源氏神主時代に、神主が甘日市櫻尾にゐて、速谷神社を管してゐた。而してこのことは源氏神主時代に至て初めて起りしことにはあらざるべく、室町時代には嚴島神社の社僧大願寺が速谷神社の修理を管すること大願寺文書に見え、又「速田大明神修理免」の内に嚴島神社の社領の一部があり、又速谷神社への寄進狀が野坂文書に存する等(大願寺文書、野坂文書)殆んど二社一社の如くであつた。現在安藝の府中八幡宮

の社詞も三宅氏又は田所氏を稱してゐる。これも古い時代から始つたことであらう。同八幡は松崎八幡とも稱し、石清水八幡宮の別宮となつたこともある。(石清水文書の元暦三年の源頼朝の同八幡宮寺領安堵の下文)又同國の府中の惣社も田所氏の支配せる所であつたことは野坂文書に其の證がある。これを次に示す。

雜訴決斷所牒

安藝國衛

當國田所信兼申惣社御神樂免田所當米間事

牒任<sub>三</sub>先例<sub>二</sub>可有<sub>三</sub>其沙汰<sub>一</sub>之由、宜<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>下<sub>三</sub>知當知行之仁<sub>一</sub>者、牒<sub>レ</sub>送<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>件、以<sub>レ</sub>牒

建武二年正月十七日

右大夫安信書判

(以下署名略ス)

今府中の惣社の神職家は大巴氏を稱してゐる。もと大吞と稱した。近世になつて大吞氏は總社の祭神の一であるといふ大巴貴尊の巳にかけて大巴氏と改めたものである。大吞も宛字であつて多家の意であつたらう。延喜式神名帳安藝國安藝郡に多家神社がある。大巴氏は古來惣社の神主職を相傳せりといへば、中世に於ては田所氏を稱したることもありしこと前掲の文書に依て明瞭である。然れば佐伯氏にして多家神社を司配するものあり、因て佐伯大吞氏(又は多家)を稱するものありしとも解釋される。

(六) 嚴島氏の興亡

源親實が佐伯氏に代つて嚴島神社主職に補せられし事情に關しては既に述べた。嚴島神社文書に源

氏主系圖あり、原文のまゝを紹介する。

(端裏書)

「當社堂歲數並櫻尾神主系圖之事」  
(一、)

申至四百三拾九年

(社殿造營記事略す)

神主職根本之次第、佐伯景廣終テ後  
(弘カ)

齋院次官

親能 左馬頭義朝之養子、建久五<sup>甲</sup>寅初入武家當申至四百七十五年

親實 周防前司、承久三<sup>辛</sup>己神主職御給也、當申至テ四百四十八年

親光 安藝守 八條院藏人

親定 下野守 一級内昇殿

親範 兵庫頭 周防守 金剛寺殿

親顯 藏人大夫 下野守 小幡合戰討死、建武三<sup>丙</sup>子正月十六日、當申至三百卅三年

親直 掃部頭 下野守 龍翔寺殿

親詮 左近衛將監 掃部頭 親加寺<sup>(マ)</sup> (別系圖に親成寺とあり) 殿、豊前小倉逝去

親景 安藝守

親藤 掃部頭 下野守 寶壽寺殿

嚴島附近の海上史

教親 掃部頭  
下野守

宗親 掃部頭 藥師院殿

興親

兼藤 〔マ、〕 天仁三年三月十日、寶藏手鑑ニ有  
〔少輔〕

廣親 掃部頭 天文十五年丙午大内義隆押寄切腹、當申百廿三年

鎌倉右大臣實朝卿、承久三年當國佐伯郡一萬六千貫ヲ御寄進有テ、高倉院別當齋院次官親能子息周防

前司親實ニ神主職ヲ給ハリ、下向メ、廿日市櫻尾ニ代々在城ス

前にも述べた通り、平氏が嚴島を崇敬し始めた頃佐伯景弘神主が在職してゐて巧みに機會を捕へて一社の興隆を圖り、凡そ本宮分三十七字、外宮分十九字の修繕或は新建等を成就したらしい。源氏の時代になり、親實が神主職を襲うて後、承元元年に社殿が炎けた。間もなくこれが再建が企てられ、同年八月に安藝國を造營領所とし、國司に附して其の任に當らしめた。所が工事が進まなかつたか、元仁元年再び安藝國を造營領所とした。しかも工事進捗せず、こゝに於て嘉禎元年に、八年間を期して國務を神主職に附した。文曆二年五月九日には更に神主親實を安藝國守護に補した。これは同社再建の工事を促進する便宜上行はれたものであらう。仁治二年即ち神主職の安藝の國務執行の期限の盡きる年の前年上表して遷宮を行ひ、かつ更らに國務執行の年限を延長し、未完成の部分を成就したいといふやうな意味の事を述べてゐる。これ等の事情は嚴島神社文書、藝藩通志所收同社文書に詳かである。かくて源氏

神主の勢力は完全に全社を支配するに至つたやうである。新神主職は源氏であり、守護職に補せられ、且つ國衙を支配して、一時安藝に於ける公武の實力を兼併した。そして廿日市櫻尾に據城して室町時代になり、割據せる國內豪族の間に互して一勢力家となつた。

吉野時代の頃からは源氏の神主家は、宮氏又は嚴島氏を稱へた。嚴島をまた宮嶋と稱したので宮氏を稱へたものであらう。東寺百合文書の中に據れば應安中東寺領安藝國衙領を妨げた事に關し、數通の文書あり、應安元年十月七日附け、大内氏に宛てた幕府の御教書の中に「或は守護人、或は國人等雅意に任せて押領云々」とあり、「國人」は嚴島氏、阿曾沼氏等なること他の同寺の文書に據て知られる。則ち應安三年十一月十四日附け、嚴島下野四郡宛ての幕府の奉書に、安藝國事務職の遲亂を止め、所務を東寺雜掌に沙汰すべき事を令してゐる。此の後應安六年、至徳二年又同様の事に關して幕府は令を嚴島氏（或は宮氏）に下してゐる。又至徳四年五月三十日附け、小早川美作守宛幕府の奉書に據れば、嚴島掃部頭が國衙領の内、佐西郡己斐村半分を横領したとある。將軍義滿の嚴島參詣は大内、細川等の四國九州の大名に對する示威の意味もあつたであらうが、又嚴島の神威、嚴島氏の武威を懷柔する意味もあつたであらう。應仁の大亂の頃から大内氏の威勢嚴島に及び、嚴島氏は漸く其の下風に立たなければならぬやうになつた。大内義興は永正五年義植を奉じて上洛するや、神主興親は之れに従つた。興親の名は義興の一字を附與せられたものであらう。偶々興親上方に於て卒し、一族友田興藤櫻尾城にあつて神主となり、大内氏との間に戰亂絶えなかつた。後大内氏と和したが天文十年興藤其の子廣親父子又大内

氏に反いて滅ぼされた。鎌倉時代初めから榮えた源氏神主家は亡んだやうになつて終つた。此の頃頻りに大内氏に接近し、同時に毛利氏に對しても如際なく立廻つた棚守房顯はつひに全社を率ゐる實力を握るに至り、久しく神社の第一線から離れてゐた佐伯氏は、再び昔の名實を復興した。

上記應仁大亂以後の形勢は棚守房顯の記録（續々郡書類從）に據つた。

### （七）安摩莊の沿革

嚴島神社の神主嚴島氏は神社の所在地嚴島といふ西國海路の要衝を占め、海賊的威力は自ら其掌中にあつたであらう。併し嚴島がいかに要衝に位してゐたとしても、この小さな島單獨では其の地理的の優勢は十分に發揮し得られるものではない。嚴島が廣島灣一帶の水陸の政治的、經濟的中心であつて始めて其の海賊的實力を振ひ得るのである。廣島灣内外の島々に於ける田園の利益は大したものであるまい。其の漁鹽の利、海運の利、其の外特種工業ともいふべき造船業の利等が重要であつたのである。嚴島が之れ等の利を藏してゐた島々の自然地理的中心たる外、その政經の中心となり得たのは、安摩莊が嚴島神社の社領となつた事に起因する所が多い。

安摩莊は平清盛の異母弟平頼盛の領所であつた。蓋し清盛の國司在任時代に經營創設されたものであらう。其の後「本年貢」を鳥羽上皇に献ぜられ、上皇はこれを高野山寶塔院に御寄附になつた。そして頼盛はその餘の「雜事」を八條院に寄附し、八條院を本家となし、自ら領家と號し、「私得分」として

米七十石を領してゐたが、後その半分を御供料として嚴島神社に寄附した。又治承四年八條院は其の御所有の安摩莊の雜租を嚴島神社に寄附せられ、「所當の地利」は毎日の御供に、「自餘の土産」は「内侍（神社の）の依怙」に寄附せられた。（藝藩通志所收嚴島神社文書）かくして安摩莊の領家の得分の内その半分と、本年貢以外の雜役とが嚴島神社の所有となつた別けである。野坂文書に安摩莊内矢野浦（延應元、十、廿八）、波多見島（延應元、十二、十七）の年貢の送狀。各一通あり、又同莊内衣田島の送狀が數通ある。其の内一二を示す。

運上

安摩御莊衣多島嚴島日御供米事

合參石參斗 宣旨升定

右件日御供米手貞永、末友、眞清三人（を）もてねくりたてまつる狀如件

延應元年十一月十六日

惣公文代（花押）  
御使（花押）

ねくりたてまつるいつくしまのひごくまいのよねと

合

よね一石四斗内しね一石、しろよね二斗六升

嚴島附近の海上史

みぎくだんのよねみつともむじやう  
(三つ) (運上)

えんねう二年二月五日

惣 公 文(花押)

平氏滅亡の際、安徳天皇の御入水と同時に神器も亦海中に沈んだ。時に神璽は無事なることを得たが神劍は行くゑが分らない。壇浦は早鞆瀬戸に近く海流が急であるから、海底に沈んだ神劍は押流れたものであらう。頼朝は景弘に命じ、海人を以て之れを索しめた。吾妻鏡にはその爲め文治三年六月糧米を西國の地頭に命じて宛催さしめたとある。海人は餘程多く率ゐられたものであらう。而してそれ等海人は云ふ迄もなく景弘は安摩莊の内から徴發したものであらう。百練抄には景弘が合戦の時彼の國(長門)に在つて、神劍沈没の所を知つてゐたのであると傳へてゐる。景弘は平氏の恩顧に報いんが爲め、配下の兵船を催して平氏とともに西下したとも考へ得られる。併し若し果してさうであつたとすれば、頼朝は其の後、神樂料を嚴島神社に奉納するやうな事は勿論なく、直に景弘は改易せられたであらう。然るにさうした事もなかつたのであるから、百練抄は何故此の命令が景弘に下されたかを諒解し得なかつたのであらう。即ち嚴島神社が同社の所領として安摩莊を有し、自然多くの海人を支配してゐたといふ事を知らなかつたのであらう。尤も景弘が此の命令を受けたのは嚴島神社即ち西海の名たる海神宗像神に奉祠する者であつたといふ事も頼朝の考慮の内にあつたかも知れない。

安摩莊の所在は倭名抄佐伯郡及安藝郡の兩アマ郷に亘つてゐたやうである。その内の重なる島は佐伯郡能美島、安藝郡江田島、倉橋島、瀬戸島等であつて安藝郡鎌刈の諸島にも及んでゐたかどうか證據がな

い。こゝに注意すべきことは之れ等島々の外に廣島灣岸の諸方に迄で安摩莊が擴つてゐた事である。野坂文書に矢野浦から出した延應元年十月二十六日附け日御供米の送狀に、「安摩御莊内矢野浦日御供米」とある。仁治三年三月十二日附け、安摩莊内衣田島の莊官百姓等の衣田島の小公文紀爲宗が殺害せられしことに關する解狀（藝藩通志所收嚴島文書）に「如<sub>ニ</sub>申狀、衣田島小公文爲宗、伊津岐島御神領之任人被<sub>ニ</sub>殺害、條、爲<sub>ニ</sub>國中、風聞之間、及<sub>レ</sub>承條爲<sub>ニ</sub>顯然<sub>ニ</sub>之間、加<sub>ニ</sub>署判<sub>一</sub>」と前書きして矢野浦惣公文中原惟道が加判してゐる。これ矢野浦が同じく嚴島神領安摩莊内に屬してゐたからであらう。而して矢野浦は海田市の南にあり、府中とともに廣島灣の東北隅の極にある。

嚴島神社文書應永四年六月日の同社の社領目錄の中に「一、社家進止領家分」に次の如くある。

安摩莊 五箇浦 井原

山縣郡内

福光

志路原

同 市折

同 壬生

大田郷

同 木次

久知

大願寺文書、永祿三年九月九日附け毛利元就の大願寺に寄附した土地は「五ヶ村の内」三貫三百文であつた。野坂文書六月一日附棚守房顯に宛てた毛利隆元の狀に「於五ヶ寄進之在所引渡可申儀ニ付而、御兩人存分之通、尋申候處」云々とある。元龜三年二月二十六日附け大願寺圓海の同寺領注文（毛利輝元袖判）にも「一所爲裏浦御祭田佐東五箇之内」（大願寺文書）とある。愚稿「安藝門徒と石山及嚴島の戰爭」（日本宗教史の研究所收）に於て、廣島市東林坊文書及び享祿頃に出來たかと思はれる廣島市廣

寂寺系譜に據り、五箇村は段原、尾長、白島、廣瀬、打越を指したものであると説明した。上記嚴島神社神領の五箇村も同じ所であらう。もと廣島城及び其の城下は太田川の川口に散在してゐた島々及び川の兩岸の地を整理して建設されたのであるから、五箇村は凡そ今日の廣島市の地に當つてゐる。そしてこれが又安摩莊内であつたのである。矢野及び今の廣島市の兩地方が安摩莊内であり、且つ佐西は一圓神領であり、(嚴島神社文書) 佐東にも時代により變化はあつたが、已斐を始め神領が多かつた。(嚴島神社文書、野坂文書) かく嚴島神社が廣島灣一帯の水陸を支配してゐたことが其の鎮座地嚴島の自然地理上の性能を十分に發揮せしめ得たのであらう。

#### (八) 嚴島神主及社人の海上に於ける勢力

廣島灣内の島々及び其の灣の沿岸を含む一面の水域及び地帯の自然的地理及び人文的地理の中心は此の水陸一帯を莊域とする安摩莊の支配者のゐた嚴島であつた。而して莊中散在せる公文、惣公文などいへる莊家の者共は直接水手、梶取、船頭、漁民を支配し、嚴島神社の神威をかりて中世末期に至つて活動する海上の小豪族となつたのであらう。能美島の能美氏、矢野から起つたと思はれる矢野氏、倉橋島の多賀屋氏、倉橋氏、波多見島の波多見氏等それである。中世最末期になつてこれ等莊内の百姓の海賊力を糾合して起る一向宗の坊主衆の勢力に至ては最も興味が多いものがある。今それ等に就いて考へるに先だち、順序として嚴島氏及び佐伯氏の所謂海賊的勢力や、嚴島の海驛としての存在について考察

したのであるが、これ等に關する史料は甚だ乏しい。殊に二氏の環境から察して相當なものがあつたと思はれるその海賊的活動を詳かにし得ないのは甚だ遺憾である。その僅かな史料中こゝに徴すべきものとして、神主教景が能島に在城するといふ左の如き文書がある。

就<sub>二</sub>神主教景能島在城之儀、當嶋地下惣中<sub>一</sub>、毎月被<sub>レ</sub>懸<sub>二</sub>水夫錢<sub>一</sub>候、社家三方茂其同前ニ被<sub>レ</sub>相催<sub>二</sub>候、可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>如何<sub>一</sub>之候哉、爲<sub>二</sub>社用<sub>一</sub>外宮渡海、彼是水夫所用繁多候處、至<sub>二</sub>能島<sub>一</sub>号<sub>レ</sub>勸<sub>二</sub>水夫<sub>一</sub>、社家相拘候屋敷ニ令<sub>二</sub>居住<sub>一</sub>地下人、不<sub>レ</sub>隨<sub>二</sub>其催<sub>一</sub>候通、社訴之趣、遂<sub>二</sub>披露<sub>一</sub>候、於<sub>二</sub>爰許<sub>一</sub>對<sub>二</sub>新里若狹守<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御尋<sub>一</sub>候、彼言上之時、彼是引合、可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候條、先此度者以<sub>二</sub>内狀<sub>一</sub>申候、宍戸言上到來之時、重致<sub>二</sub>申沙汰<sub>一</sub>、自<sub>レ</sub>是可<sub>レ</sub>申候、恐々謹言

壬七月廿五日

正 長(花押)

隆 輔(花押)

### 嚴島社家三方

こゝに出て來る神主教景は如何なる家系のものか明かてない。神主親興が義興に隨つて上洛し、京都に於て卒し、一族友田興藤(前掲系譜に兼藤とあり)廣就父子。神主職をついだ。友田は佐伯郡山里友田と云ふ所あり嚴島氏の族にして、こゝに居たものであらう。房顯記にも「前神主興親辰ノ歳(永正五)死去以後、神主斷絶、辰ノ年ヨリ未ノ年(大永三)迄十六年、上野介(興藤)嚴島家建立ノ事、未ノ年ヨリ丑ノ年マデ十九年」とあり、興藤、廣就ともに天文十年大内氏に亡ぼされ、其の年大内義隆は棚守

房顯を嚴島神主職としたるが如くにも思はれる。房顯記に「然ル所ニ棚守房顯ヲ十一月(天文十年)廿日被召レ、然者嚴島ノ神主職ヲ被仰付ベシ、小方加賀守息女ヲ相具シタル間、杉刑部少輔ヲ被仰付間馳走スベシト在ル間、畏テ候ト申歸島ス」とある。小方は友田と共に義興に従つて在京したる嚴島家の重臣にして、大内氏に親しかつたらしく、其の女を房顯が妻としてゐた關係をたどつて或はこの時義隆は房顯に神主職を約して大内氏の爲めに房顯の軍忠を催したるものかも知れない。此の時義隆が神馬を同社に奉納せんことを申出でたるに對し、房顯は從來の奉納馬は皆神主の所領となつたが、興藤神主の時から、棚守が所領する例となつた。併し元來が神主の所領する所なれば、義隆奉納の馬も神主の所領としたいと申出でた。義隆は房顯の正直に感じ、神馬を「神主教景へ被レ遣」と房顯記にある。又房顯記には親興が京都で死去し、ついで義興下國するや、神主職の補充を義興に促す條に「神主職兩家愁訴候ト云へ共、論ズル物をバ中ヨリ取ルト、(以上一句文意通ぜず)神領ヲ大内義興爲存知」とある。然らば當時嚴島氏は二家あり、興藤大内氏に背くに及んで親興の家とは別の嚴島氏から教景が立つて神主職となり、教景の後房顯が神主職の實權を握るに至つたものか明かでない。親興神主上方に於て死去した時、神領が東西に分れて争鬭せる時、新里若狹守は西方の大將として藤懸の城に據り、宍戸治部少輔は東方の大將として櫻尾に據つてゐる。(房顯記)此の文書に見える新里、宍戸は之れと同人なるべく、何れも神領内の武士であらう。署名者は大内氏の奉行人で正長は弘中正長である。閏七月は天文十六年にあるから此の文書は同年のものに屬する。内容は神主が野島に出張するにつき、嚴島内の社家司配の町屋に

對し、水夫錢を課したが、町屋の人々がこれに應じないので、これを大内氏に訴へた。大内氏は一應其の訴への謂はれなきことを注意し、新里、宍戸に事情調査を命じたから、其の結果により更に指示しようといふのである。この文書の事と關聯すると思はれるものが、大願寺文書の中にもあり、左の如く見えてゐる。

當社神主事、至<sub>二</sub>他所<sub>一</sub>發足之時者、從<sub>二</sub>先々<sub>一</sub>當嶋番匠之内一兩輩召具、所用等申付候間、今度至<sub>二</sub>能嶋<sub>一</sub>發足之時、可召具之由雖<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申、不<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>之由候、當時大鳥居御造立之砌候間、在城中可<sub>二</sub>召仕<sub>一</sub>事者、如何候條、所用時可<sub>二</sub>召寄<sub>一</sub>之由、景教被<sub>レ</sub>申候、隨<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>左右<sub>一</sub>一人被<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>付<sub>一</sub>之、可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>差遣<sub>一</sub>之由、被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候、可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申談<sub>一</sub>候、恐々謹言

四月廿五日

隆 輔(花押)

正 長(花押)

### 大願寺

大願寺の僧尊海が大内義隆に請うて嚴島神社の大鳥居を建立するのは天文十六年であるから、上記二通の文書は同年のものであること益々明白である。自然神主教景が能島在城のため出張したといふことは天文十六年の事である。能島は伊豫の野島(大島)であることは次の文書に依ても判斷される。而して教景が如何なる關係に依て能島に在城するのであらうか。それは不明である。而して嚴島氏亡び、ついで大内氏亡んで毛利氏の天下となり、棚守房顯が嚴島神社司配の實力者たる時代になつても、依然能

島に城を守つてゐたやうである。野坂文書に次の如き文書がある。

態啓上候、當島之儀、正月以來雜趣共中、各至陸路罷歸候、然能島御當家無別儀付而、案堵申候其上御吉例之古城を被仰付候條、他へ罷退候衆歸鳴候、尤目出度候、來島一分にては珍敷不可有候と存斗候、爲御奉行吉原河内左衛門尉兒市渡海候、御城番之已斐彌二郎被仰付候由候、何茂重疊此者可申上候、此等之趣、可預御披露候、恐々謹言

卯月廿日

棚守左近大夫元行

同 左近將監房顯（花押）

鵜飼新右衛門尉殿

此の文書の宛名鵜飼は毛利氏旗下の者か、毛利氏の奉行人としても他のものに餘り其の名を見ない。能島御當家とは誰れの事か。古城を賜はつた者は棚守氏であらう。奉行として吉原、城代として已斐氏を定めたといふのは、古城の奉行、城代といふことであらうか。關聯して考ふべき史料なく、不明の事のみ多いが、棚守氏が嚴島氏の先例を追うて野島に於て所領關係のあつたことはこの文書に據て證明されやう。毛利氏が天正六年伊豫侵入の時の事であらうと思ふが、小早川隆景は伊豫新居郡に於て所領一所を大願寺に寄附してゐる（大願寺文書）のはこゝに參考せらう。

嚴島氏が能島に城を有するに至りし沿革は右の如く不分明であるが、嚴島の周圍の島々の外、遠く伊豫の所謂海賊の本場の島々に迄所領關係が及んでゐたことを注意しなければならぬ。天文十年興藤が大

内氏に反くや、大内氏海賊大將黒河隆尙は三百艘を率ゐて嚴島に攻め寄せた。すると野島の海賊は吳島の海賊と合して三十餘艘押寄せ來り、有浦大島居の前面海上に於て黒河勢と合戦してゐる。(房顯記) 寅年(永正三年)三月十五日倉橋の船が嚴島神社の祭禮參りの爲め嚴島に集り、喧嘩が原因となつて社前の海上で海戦が起つた。その時神領(佐西)内の船が倉橋船十六艘、人數十人を討取り、ついで倉橋の援軍百六七十艘押寄せたのを撃退した。(房顯記)恐らく神領及び島内、其の附近に散在する海軍を以て對抗したものと思はれる。

神主が島々に兵力を有してゐたと思はれるが如く、社人の主なるものも亦安摩莊内に根據地を有してゐたやうである。江戸時代府中の田所氏が嚴島社の上卿であつたが、これは古き時代からのことであらう。房顯記に上卿事は西方(前掲永正の東西亂の際)に親類關係があつたので、上卿家政の子親正の次男檢校役新太郎が東方から攻められ、家政、親正、親家の父子孫の三人は能美島に他宿した(房顯記)とある如き之れを證するものである。田所氏が東寺領安藝國新勅旨田の公文をしてゐた頃、年貢の運送も嚴島附近にゐた配下の梶取船頭をして行はしめたものであらう。東寺百合文書に見える送狀の一例を左に示さう。

(端書略す)

進上

東寺御領安藝國新勅旨田御年貢送文事

嚴島附近の海上史

合

一米九石二斗

(雜用)

さうよう二石一斗三升

正さい七石七升

一小大豆五石六斗三升八合

(雜用)

さうよう一石三斗一合

正さい四石三斗三升七合

右付梶取佐東八日市藤次送文狀如件

文保二年十二月 日

(田所氏)

公文(花押)

又次に示す幕府の關所勘過の奉書(野坂文書)は嚴島神主が木材を輸送する際のものらしい。

自嚴島殿被仰□□庄守佐山材木河關事可有勘過之由候也、仍執達如件

永享八三月廿七日

盛貞(花押)  
重傳(花押)

城勘解由左衛門尉殿

又次の送狀(野坂文書)は三宅太郎左衛尉の所有船に依て、檜材を棚守氏に送つた時のものである。此の外に慶長四年四月三日の送り狀には「右之材木、嚴島棚守殿爲材木、宮まで積下申處」とあるから、

次の檜材も棚守氏の材木として送つたるものであらう。船の所有者三宅は田所、棚守の諸氏と同族の者にして、佐伯氏一黨なること勿論であらう。

さし下申檜木柱之事

合貳拾本定但長さ貳「五寸角之」  
附檜木ニ皆我等判有之

右者三宅太郎左衛門尉船ニ積下し申所如件

慶長四年四月六日

佐間源

(棚守)  
たなもり殿御内

和田左衛門尉殿參

次の文書に見ゆる海賊丸は棚守氏旗下の海賊船であらう。

改年之御慶、珍重々々、尙以不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有際限候、仍而百疋令<sub>ニ</sub>進覽<sub>ニ</sub>候、奉<sub>レ</sub>表<sub>ニ</sub>御祝儀<sub>ニ</sub>斗候、恐々謹言

正月一日

海賊丸

(マ、)  
棚守左近右將監殿參人々  
御中

猶ほ此の文書の端裏書に「三島ヶ海賊丸」とあり、海賊丸は伊豫大三島からこれを送つたものであらう。神主社人の海上勢力と海驛としての嚴島の性能及び其の活動の實際とは不可分のものである。次號はこの事から考へたい。